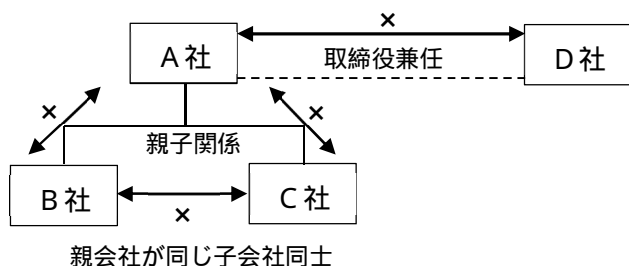


資本関係・人的関係のある会社の同一入札への制限について

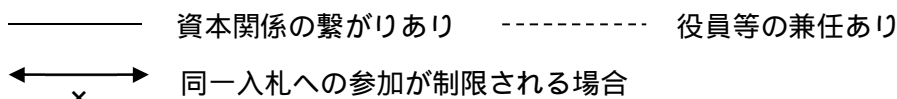
1. 資本関係・人的関係の取り扱い



制限基準

親会社と子会社の二者
親会社を同じくする子会社同士
役員等の兼任 等

一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能。



・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。

一方の会社の役員等が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

親会社、子会社の定義

・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

第2条第3号 子会社の定義

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社の定義

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

役員等の定義

会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

委員会設置会社における執行役又は代表執行役

個人事業主及び組合の役員

資本関係及び人的関係に該当する者、若しくは資本関係又は人的関係に該当する者を以下「親子会社等」という。

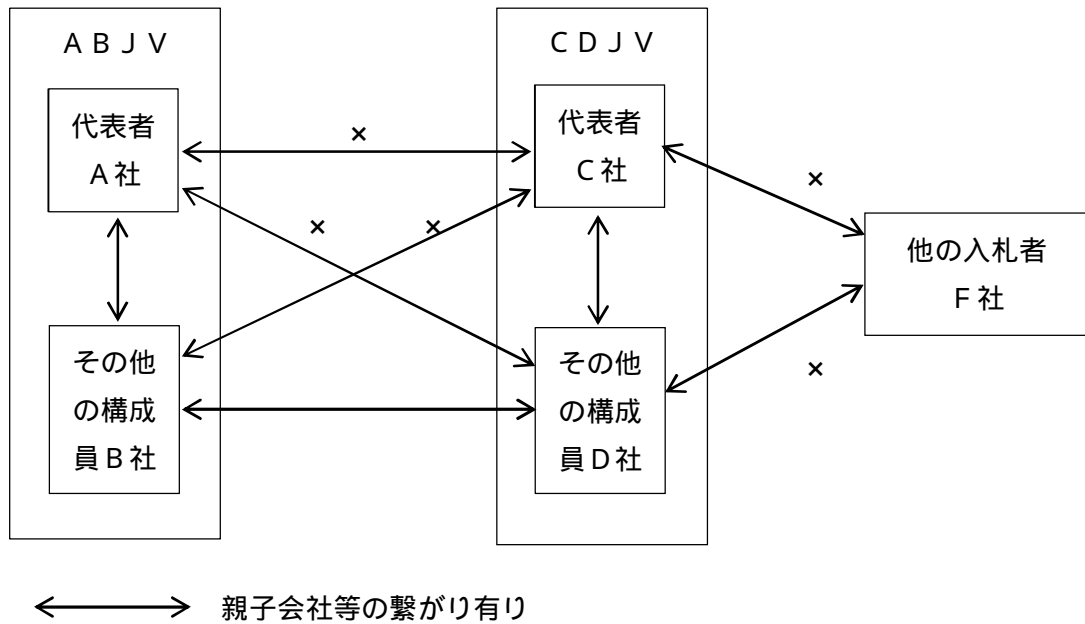
2. 共同企業体（特定建設工事共同企業体）の取り扱い

親子会社等が、それぞれ別の共同企業体を組んでいる場合において、これらのうち、いずれか 1 者でも各々の共同企業体の代表者になっている場合は、その親子会社等を含む共同企業体は同一入札に参加することはできません。

親子会社等の全てが、それぞれ共同企業体の代表者以外のその他の構成員であれば、その親子会社等を含む共同企業体は同一入札に参加することができます。

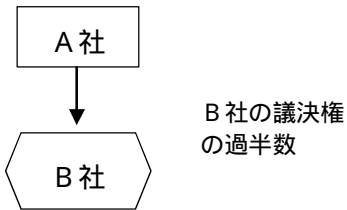
共同企業体の代表者又はその他の構成員が他の入札者と親子会社等の場合は、同一入札に参加することはできません。

親子会社等同士が同一の共同企業体を組んでいる場合は、同一入札への参加の制限に該当しません。



親会社と子会社の例

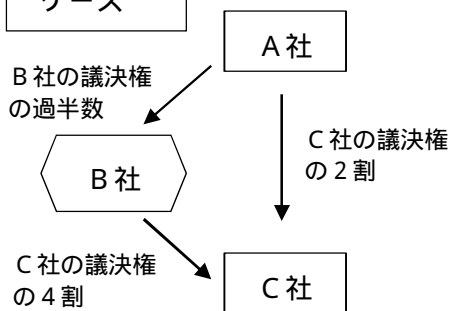
ケース



A社は、B社の「親会社」
B社は、A社の「子会社」

| | 親会社 | 子会社 |
|----|-----|-----|
| A社 | | B社 |
| B社 | A社 | |

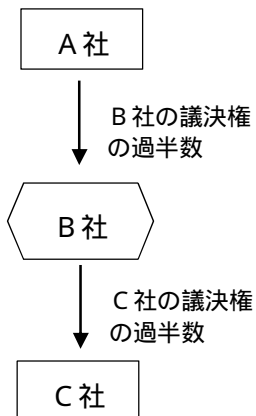
ケース



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

| | 親会社 | 子会社 |
|----|-----|-------|
| A社 | | B社、C社 |
| B社 | A社 | |
| C社 | A社 | |

ケース



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定より、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

| | 親会社 | 子会社 |
|----|-------|-------|
| A社 | | B社、C社 |
| B社 | A社 | C社 |
| C社 | A社、B社 | |